

鹿角市告示第 29 号

次のとおり流域公共下水道及び単独公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき告示し、当該区域の図面を縦覧に供する。

1 流域公共下水道の供用開始

（１） 供用を開始すべき年月日

令和 4 年 4 月 1 日

（２） 下水を排除すべき区域

鹿角市花輪字扇ノ間の一部

鹿角市十和田錦木字袖ケ口、室田の各一部

鹿角市十和田毛馬内字柏野の一部

2 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

令和 4 年 3 月 16 日

鹿角市下水道事業

鹿角市長 関 厚